

令和2年あきる野市農業委員会 1月総会議事録

令和2年1月24日（金）午前10時00分、令和2年あきる野市農業委員会1月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 金子公晃、宮崎亮佑

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第4号議案 | 特定農地貸付けに関する承認について |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 第6号議案 | 農業委員会の法令遵守の申合せ決議について |

開会 午前10時00分

(事務局長) 皆さま、おはようございます。お忙しいところ、ありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和2年あきる野市農業委員会1月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。新年これからもよろしくお願いいいたします。最近は天候がはっきりしませんで、今日も暖かいのか寒いのかよく分からないような天候で、農産物なんかもテレビの報道を見てますと、出来過ぎる所もあれば、かなり影響を受けている所もあるということで、皆さんはそれぞれ管理をなさって大変だと思いますけれども、ぜひ直売所を中心に野菜がよく売れますように、頑張ってくださいと思います。また昨日は西多摩普及所で、フレッシュ&Uターンの修了式に参加したのですが、あきる野からも出ておまして、皆さんそれぞれ最後に自分の成果発表をして、修了式を行ったんですけれども、私も大昔、2期生か何かでフレッシュ&Uターンで最後発表をしたのですが、ろくな発表はできなかったのですが、昨日の修了者の発表を伺っておりましたら、それぞれかなり本格的な、野菜のナスだったり、ホウレンソウだったり、トマトに至ってはかなり専門家のような数字を挙げて、随分すごい時代になったなと思って、私なんてもうおいていかれちゃっているなど、もう必死でメモをするような、参考になることがたくさんありまして、これから若い人達が、大体30歳辺りの人達だったのですが、そういう人達がこの西多摩地区もどンドン育てておりますので、将来、農業の規模を大きくしてやっていただけるんじゃないかなと思って、休耕地等なくなって、また皆さんそれぞれ、農業の方が農業を一生懸命やっていただきまして畑を管理していただくということが、農業委員会としても大変ありがたいことだと思いますので、ぜひ若い、これから農業を志すような農家のお子様達でもよろしいですから、皆さんも是非農業へ誘っていただくように、よろしくお願いいいたします。本日の総会も、よろしくお願いいいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いします。

(会長) はい。それでは諸報告。1月16日に西多摩地区農業委員会検討会が開催され、私と谷澤職務代理と事務局で参加いたしました。1月23日にフレッシュ&Uターン農業後継者セミナーホームプロジェクト発表会及び西多摩地区修了式が開催され、私と事務局が参加いたしました。諸報告は以上となります。本日の署名委員は小川委員と堀江委員になります。よろしくお願いいいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願います。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員13名、推進委員5名の合計18名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受114について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和2年1月24日提出。

あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受114 朗読)

以上でございます。

(議長) それでは、収受114につきまして、副担当の谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それでは説明いたします。現地調査は1月17日に事務局と都合が合わなかったので、1人で見てまいりました。地図は6ページになります。

(現地案内図 説明)

こちらの○○○○○○は、この地図の△△△△△△、そこが会社というか、工場になります。この案件は再三出ていますので、皆さんも大体場所は想像つくと思うのですが、その工場の●枚置いて●側の畑を移転ということなのですが、現在は奥の方に農機が入っているような小さなパイプハウスがあって、手前の方は何も作ってないような状態でした。これからキウイフルーツを植えて、何か、加工というか、そういうことをすると聞きました。これに関しては何ら問題はないと思いますので、よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と谷澤職務代理より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(宮崎委員) あの、この会社は何で・・・これ、売り買いの話ですよ？

(事務局) 売買です。

(宮崎委員) 何で買うんですか？これは借りて使っていた場所じゃないんですか？

(事務局) いいえ、使ってないです。ここは□□さんが実際にやられていた場所です。この工場の●枚●側の所も最初売買する予定で話を進めていたのですが、そちらについては売買は断られて、今、貸借の方向で進めておるところです。その更に●側、今回の案件の場所は売買の話が付いたということで、このように上がってきている形になります。貸し借りでいいのではというお話もありますが、そこは相對の話と、会社として農地を取得したいというところがある話なので、そこを我々の方でどうこうとは言えないので、今回売買ということで申請が上がってきています。

(宮崎委員) 農地を借りてやっていた方が身軽で・・・

(事務局) それは会社の判断なので、金額的などころも折合いはついているということで、話は聞いておりますが・・・。今、借り入れ地ということで●, ●●●㎡あるのですが、ここを借りる時にも本来は売買をしたい、というご意向だったのですが、認定農業者になったりする関係もございまして、いったん貸し借りをして面積要件を満たしつつということで、以前0㎡から●, ●●●㎡借りる際も、今後売買する予定があるとご説明はあったと思うのですが、それで1年近く経ってここで売買の話が出てきたという形にはなりますので。

(笹本委員) 売買が済んだ後の、使用目的のような申請はあるのですか？

(事務局) 使用目的については、先ほど谷澤職務代理からもお話がありましたが、キウイフルーツを植えて、年数は掛かるかと思うのですが、自社の●●●●と果樹をコラボさせた形の商品展開を図りたいということで、話は聞いております。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・これはあくまでも農地としてで、駐車場なんかにしたらとんでもない話ですが・・・

(事務局) 農地としてです。駐車場にはしないです。この工場のすぐ●側の部分も借りるような形で、来月、再来月に案件として上がるのですが、キウイフルーツなので、こちらの場所にはキウイ棚を設置して、今後借りる場所には農機具を、トラクターを置いたりだとか、そういった形で使う予定はあると聞いております。ただ、お客さん用の駐車場にしたりということはない、ということで話は聞いております。

(議長) ぜひ、その辺は嚴重に言っておいてもらって……。他にご質問はございますか？……よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受114について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧くださいと思います。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和2年1月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1につきまして、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。それでは報告させていただきます。1月20日に事務局と現地を視察してまいりました。地図はまず7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状は、畑の約半分はうなっておりまして、あとはスイートコーン、ジャガイモ等の栽培の跡が残っております。また現在、ダイコン、ネギ、タマネギなどが栽培されております。特に問題ないと思います。それから次の8ページをご覧ください。同じく1月20日に事務局と現地を視察してまいりました。

(現地案内図 説明)

少し奥まった所なのですが、ここは栗林で栗の木が約7本ぐらい、それから梅の木も4本ほど植わっております。取り立てて支障があるということではないのですが、ちょっと下草が伸びている状況がありました。知り合いでもありましたから、私の方から地主さんに話しをさせていただきまして。そうしたら、すぐにきれいにするというので、すでに始めておりました。特に問題はないかと思えます。よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？……よろしいですか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたし

ます。続きまして第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページをご覧くださいと思います。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和2年1月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、番号1について担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。最初に故障の原因についてお話しします。1月10日に都市計画と事務局職員に同行しまして、〇〇さんに会ってきました。

(病状 説明)

状況的には、やっと歩けるといような状態で、●●●●病院では農作業不可能といような証明が出ています。それで現地ですが、地図は9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

すぐ斜め下にある家が自宅になっておりますので、自宅の裏側の畑でございます。17日にまた事務局と、ここで農林業センサスの調査があるので、この周りをよく回っているのですが、マルチが6枚ぐらい張られていたのですが、それが3枚ぐらい外れてあるようで、草がある状態で、作業については去年植える時は良かったのですが、手入れができなくなって、収穫ができなかったとのこと。年に2、3回子供が手伝いに来てくれるということで、大きな草にはならないのですが、春先にはできていたのですが、今はできてない状況で、是非ご検討をお願いしたいということです。よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と小川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) あの、〇〇さんは故障というところで、農作業ができないということですが、おそらく他にも畑はお持ちだと思うのですが・・・できないということになると、今後その畑が耕作放棄地になる可能性が出てくると思うのですが、貸し借り等の話もしてきてはいるのでしょうか？

(小川委員) あの、田んぼがあるのですが、トラクターはなんとか動かせるかな、といような状態なのですが、田植えはできないということで、嫁に行った娘さんと息子さんがいるので、なんとか手伝ってもらえるかなといような状態で、今のところ草を作らない程度に作業ができるかなと、そういうような状況です。

(事務局) 事務局から少し補足をさせていただきます。まず、今回故障ということなので、診断書が出ておりますので読み上げます。

(診断書 朗読)

このような診断書が出ております。今、谷澤職務代理からご質問がありました、他の農地についてですが、市街化区域内農地が●筆ある中の、1筆が生産緑地になっている田んぼがあります。この生産緑地の田んぼについては、ご家族がお米の収穫を楽しみにしていると。自宅にいる息子さんと、地方に出てしまっているお嬢さんが帰ってきた時に、田んぼの作業をするのをすごく楽しみにしている、ということで、そちらについては家族でなんとか協力して維持をす

ると。ですが、畑については日々の作業がある中で、毎日見ることはできないとのことで、畑の方だけ外すということです。都市計画課の方も、ご本人とご家族のご意向なので、そこは仕方ない部分だということで、ただ、今後同じ理由で田んぼの方を外すのは無理ですよ。相続等々がない限りは田んぼは外せません、ということで念押しはしております。ですので、今回については、畑の方は生産緑地を解除して、田んぼの方については生産緑地として残して、家族でなんとか維持していく、ということで話はきております。補足は以上になります。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 1つだけ教えてください。畑は今回解除するということですが、田んぼは外せないというのは、あと少し続けてやるから・・・？そういう意味で？

(事務局) そうですね。ちゃんとやると言っています。

(嶋崎委員) やるから、外せないと？

(事務局) 外さない、です。

(嶋崎委員) 外さない？

(事務局) 外さないです。ご自身の希望として。

(嶋崎委員) 申請があった場合は、外せるのですか？

(事務局) もう外せないです。同一の理由では。

(議長) 一番初めにやれば外せるんですよね？

(事務局) ここで田んぼを一緒に外すことはできるのですが・・・

(嶋崎委員) ああ、なるほどね。

(事務局) 例えば1年ぐらい経って、やっぱり家族の協力を得られなくてできない、ということでは外せないです。

(嶋崎委員) ああ、そういう意味ですね。そうするとまた別な理由を・・・もう、ないですね。

(事務局) 相続、もしくは2022年問題、要は生産緑地の満期を迎えれば解除はできるので、そこまでの期間的などころも踏まえて、なんとか残して維持したいという思いもある、と聞いております。

(嶋崎委員) はい、分かりました。

(小田川委員) そうような話だと、もう次の代に移っているという考え方ですね？

(事務局) いいえ、移ってはいません。

(嶋崎委員) 相続してないから。

(小田川委員) 相続はしないけど・・・

(事務局) 移ってないです。ただ、奥様や長女さんが田植えの時期や収穫の時期に来て手伝って、田んぼを維持するという形で、家族が来る理由にもなるので残したいと、そういう話もしておりました。

(小田川委員) その方達が引き継いでいる訳だから・・・

(事務局次長) 引き継ぐと言うか、家族と一緒にやっているだけで・・・

(事務局) 所有自体は変わらないです。

(嶋崎委員) 手伝いですよね。あくまでも、理由は。

(事務局次長) そうです。はい。

(議長) この件だとお1人なので、全部田んぼも含めて解除しようと思えばできるんです。

(事務局) できます。

(議長) 都市計画課の方の考え方は、何人働き手がいて、面積がどのぐらいあると、その内の何割ぐらいをやっていた人の故障だという場合には、基本、その人の故障分ぐらいしか認めないでしょう？3人ぐらいいて・・・

(事務局) 生産緑地を指定する際、農業に従事する方ということで何名とか書くのですが、そこが1人欠けるから何割削るとか、その具体的な基準は事務局も把握はしていませんが・・・

(議長) 1回立ち会ったことがあるのですが、この方が7割やっていたら、8割外すのは無理ですよと、言われていたところがあったので・・・。中心でやっている人が7割ぐらいやっているので、あと残りは息子さんなどがやっているのだから、全部は外せませんと、そういった件に立ち会ったことがあるんです。そういう考え方ですよ。今回はお1人ですよ。

(事務局) 1人です。

(議長) だから、全部外すこともできる。でも、場合によっては全部は外せないという場合もある。

(事務局次長) 基本的には、農地は残す方向なので、必要最低限・・・

(議長) そう、厳しいですからね。他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案ですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席を願います。

(〇〇委員退室)

(議長) それでは、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、4ページをご覧くださいと思います。こちらは特定農地貸付けに関する承認ということで、市民農園開設に伴うものになります。こちらは市でやるのですが、高齢者支援課というところで、「ふるさと農園隊」という高齢者向けの健康維持の市民農園がございまして、そちらに関する案件となります。それでは読み上げます。第4号議案、特定農地貸付けに関する承認について。特定農地貸付け承認申請書については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規程に基づき承認する。令和2年1月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、番号1について副担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。では説明いたします。10ページの地図をご覧ください。先日20日に事務局と3名で確認をして来ております。

(現地案内図 説明)

現在この●●●番の場所ですが、完全にきれいに耕耘されて整地され、更にトラロープと言うんですか、黒と黄色のロープが張って、通路と区画を大きく4つに分けて、整理がされておりました。あと、広い部分が結構、1区画が●畝近くあるのですが、それはどう細かくするのか

は分かりませんが、とにかくそういうような感じで、4つに大きく、通路を入れて、整地されておりました。いつでも貸し出しができる、そういう状況になっておりました。特に問題は全く認められないと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) あの、この畑の貸し借りに関しては全然問題ないと思うのですが、こういう整備された条件の良い農地で、本人もまだ精力的にやっているような所で、これはどっちから話を持って・・・？

(事務局) これは市の方からです。

(谷澤職務代理) 市の方から、この場所でやりたいと言ったのですか？

(事務局) はい。簡単にご説明しますと、今、同じエリアの中で「ふるさと農園隊」という形で市民農園をやっているのですが、1区画返還を求められてしまいまして、まだ契約期間中ではあったのですが、急遽今年度いっぱい農地を返してほしいと要求がありまして、困ってしまっていたところ、やはり、どうにか同じエリアの中で誰か貸していただける所はないですか？と農業委員会事務局の方に相談がありました。我々の方もいろいろ検討していたところ、〇〇委員の所がちょうど場所も良くて、事務局の方からお願いをさせていただきました。〇〇委員にご相談したところ、渋々ではないですが、そういった市の事情であれば仕方ないですね、ということ、貸し付けに至ったという形です。

(谷澤職務代理) それで、代わりに同じような大きさの農地を、違う所に斡旋してあげるとか、してあげなくて大丈夫なのですか？

(事務局) ご相談いただければ対応させていただきますが、特段、今のところ、話はないですね。今回の場所については、こちらを21区画に分けて貸し出しをするような形で、1区画30㎡で無償で貸している形になりますので、なんとか市の政策にご協力をいただくということで、まず農業委員の所からというのもありましたので、ご相談させていただいたという形になります。よろしく願いいたします。

(議長) あの、無償ですか？

(事務局) 〇〇委員と市の貸し借りに関しては、有償です。

(議長) 有償ですよ。賃借権となっていますから。他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) じゃあ、ついでに質問させていただいていいでしょうか？これのもっと●●●寄りと言うか、同じ川沿いの場所で下の方に、結構貸してある場所があるのですが、これはやっぱり市かなにかの物なのでしょうか？

(事務局) そこが「ふるさと農園隊」の畑です。

(嶋崎委員) だった訳ですか？

(事務局) 今もそうなんです。

(嶋崎委員) 今、現在もそうなんです。それが・・・

(事務局) 1ヶ所、返還を求められて、減ることによって・・・

(嶋崎委員) その分がこっちへ、今回のこの畑ということなんですね。

(事務局) そうです。

(嶋崎委員) 分かりました。

(小田川委員) ちょっと勉強させてもらっていいですか？この特定農地というのは、今、市民農園という話がありましたけど、大体該当するのは市民農園ぐらいなんですか？

(事務局) 農地のことを特定農地と呼んでいる訳ではなくて、一定の農地について市民農園として貸し出す法律の名前が「特定農地貸付け」という法律名になっているので、農地の名称を指す訳ではないです。

(小田川委員) それで、法律に該当するのは市民農園が？

(事務局) 市民農園がまさに該当するものです。

(小田川委員) それだけ？

(事務局次長) あとは、体験農園とか。

(小田川委員) 分かりました。すみません。

(議長) 他にご質問ございますでしょうか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1の特定農地貸付けについて承認することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することに決定いたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員入室)

(議長) 続きまして第5号議案、番号1についてですが、□□委員の案件となりますので、□□委員には一時退席を願います。

(□□委員退室)

(議長) それでは第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、5ページをご覧くださいと思います。第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和2年1月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。それでは調査報告をさせていただきます。現地調査は1月20日、事務局と行ってまいりました。地図の11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑は間口が●●メートル、奥行き●●メートル。現況はきれいに耕耘されて、きれいに使っている様子なので、特に問題はないと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。それでは□□委員に入ってください。

(□□委員入室)

(議長) それでは続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第5号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。地図の11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは去年の11月に「農ウオーク」でネギの収穫を行った場所です。ネギがまだ3分の1ぐらいありまして、あと収穫した所はきれいに耕耘されております。また、〇〇君は秋川ファーマーズセンターの会員でもありますし、この間行った時にはネギもきれいにできておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(田中克博委員) ちょっとお伺いしたいのですが、あの、契約期間が●年ということですが、途中で相続とか起こった場合はどうなるのですか？

(事務局) 相続があった際、賃貸借の場合は契約期間が満了されるまでは継続されます。要は●年の契約であれば、●年の間に相続が発生した場合であっても、その権利は引き継がれるので、●年経つまではそのまま続きます。

(田中克博委員) 畑をそのまま使える？

(事務局) そうです。ですが、使用貸借で貸し借りをしている場合については、相続が発生した時点で契約がいったん終わります。場合によっては、引き続き借りる場合であれば再度の更新が必要になります。使用貸借と賃貸借で取り扱いが異なってくる形になります。

(田中克博委員) 使用貸借と賃貸借で変わってくる・・・

(事務局) 要は、費用が発生しているのか、していないのか、ということなのですが、そういった形で区別があります。

(田中克博委員) 分かりました。

(坂本委員) あの、土地の面積が●, ●●●㎡のうち●, ●●●㎡ということで、●●●㎡ほど借りてない所があるのですが、これは自分のところで耕作をしているのでしょうか？

(松村委員) あの、これを借りる前は、この●●●㎡ぐらいの所にブルーベリーが植わっていたんです。それで全部貸す予定でいたのですが、ブルーベリーがあるので、まだ自分でそのまま耕作しております。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。続きまして、第6号議案について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。そうしましたら、本日お手元にお配りいたしました資料をご覧ください。こちらが第6号議案になります。それでは読み上げます。第6号議案、農業委員会の法令遵守の申合せ決議について。農業委員、農地利用最適化推進委員の法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。令和2年1月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上でございます。それでは事務局の方から、簡単に経緯を説明させていただきます。

(事務局) こちらについては、全国農業会議所の方から通達がございます。昨年の10月および、その近辺で、まず大阪府で農業委員会に関連した不祥事ということで、農業委員会の連合会による視察研修の際に昼食時に飲酒をしておったということで、外部から通報がありまして処分をされたということが1件、あと大分県の別府市で農地転用に関わりまして、別府市の農業委員会会長が転用先の業者に便宜を謀った関係で、違法な農地転用を許可したということが、かなり大きなニュースとなりまして、報道関係で大分報道されました。それを受けて綱紀の肅正という形ではないのですが、各農業委員会単組です、決議を取って、議事録にこの結果が載りますので、しっかりと農業委員さんの肝に銘じていただいて、今後の農業委員会活動に従事してくださいということで、決議を取るようにと通達がございます。今回議案として載せさせていただきます。経過としては以上になります。

(議長) この件につきまして、何かご質問ございますでしょうか？

(谷澤職務代理) あの、この決議と言うか議案の2にあるように、これからはコンプライアンスの研修か何か、農業委員としてやっていくという話になるのですか？「研修等を実施すること」と書いてあるでしょうか？

(事務局) そうですね。何かしらの形で研修の方向を考えて、やっていく必要はあるということで聞いております。

(谷澤職務代理) どこまでやるのか分からないけど、年に1回ぐらい西多摩の研修があるけど、その中でやるのか、その中では時間がないのか・・・

(事務局) そこに関して、東京都農業会議の方でも、いろいろ研修方法等検討はしているとのことで、農業委員さんが集まるところでやるのか、各個別に通知等して農業委員会の中で再度研修という形でやるのか、農業会議の方から何かしら提案があるかと思っておりますので、その辺はうちの農業委員会としてのスタンスも考えながら、一緒に検討していく必要があるかなと思っております。

(小川委員) これは、決議文は他のところも大体同じぐらいのを出して、全国的にこれをやってい

こうという方針と言うか、方向なんでしょうか？

(事務局) はい。全国農業会議所からの通知によると、12月、もしくは1月で決議を取ってください、という形で通知が来ております。各農業委員会が決議を取りまして、何か書面で出すということではないのですが、議事録に載りまして、それを公表することによって、しっかり決議を取っていますと公表する形になります。

(小川委員) 分かりました。

(議場) 他にご質問ございますか？

(宮崎委員) 1番の「議事参与の制限」というのは、これは何のことですか？

(事務局) こちらはですね、先ほども、〇〇委員や□□委員、ご自身に関連する案件の時には議事に参与できない、というところを、ここを無視してそのまま議事に加わっていたという事例もございました。そういったところで、自身のものに関しては、農業委員としては関与できません、ということが謳われている条文になります。

(議長) これは、この文章等をここで詰めるという訳ではなくて、この文章そのものを承認するということですか？

(事務局) そうですね。

(議長) そうということなのですが、よろしいでしょうか？・・・他に質問はございますか？

それでは、ないようなので、本議案について決議することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、決議することに決定いたします。それでは報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和2年あきる野市農業委員会1月総会専決処理報告書をご覧くださいければと思います。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、2月20日、木曜日、午前10時00分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。午後は農業者大会に出席のため、12時に市役所を発する予定ですので、案件によっては開会時間が早まる可能性もありますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時53分